

農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会
第10回飼料添加物効果安全性小委員会

農林水産省消費・安全局

第 10 回飼料添加物効果安全性小委員会 議事次第

日 時：令和 7 年 3 月 31 日（月）

13 時 30 分～15 時 55 分

場 所：農林水産省消費・安全局第 6 会議室
(WEB 併催)

1 開 会

2 議 事

(1) 飼料添加物の規格基準等の改正について（審議）

- ① 塩酸 L-ヒスチジン
- ② キシラナーゼ

(2) その他

- ① L-カルニチンの対象家畜の拡大について
- ② 飼料添加物指定の手引きの改訂について
- ③ 飼料添加物の用途の新設及び新設した用途への移行

3 閉 会

午後 1 時 3 0 分開会

○事務局 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会飼料添加物効果安全性小委員会を開催いたします。

ウェブ参加の委員の皆様におかれましては、ビデオをオンにさせていただきますようお願いいたします。

本日事務局を務めさせていただきます、〇〇でございます。お願いいたします。

本日の審議の際の留意事項についてご説明します。会議中の意思表示の方法についてウェブでご参加の方は、映像カメラに向かって挙手、または画面上部にあります、リアクションより挙手マークをクリックしていただくことで挙手といたします。委員 A からご指名がありましたら、マイクをオンにしてご発言いただくようお願いいたします。ご発言の後はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、畜水産安全管理課飼料安全薬事室長よりご挨拶を申し上げます。

○事務局 畜水産安全管理課飼料安全薬事室長でございます。座らせていただいて、挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、年度末という大変ご多用中のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から飼料添加物の指定等の審議において、貴重なご助言、ご指導をいただき、誠にありがとうございます。

最近の飼料添加物の動向といたしましては、飼料分科会の方では報告させてはいただいておりますが、本小委員会において御審議いただきました、飼料添加物 3-ニトロオキシプロパノールにつきまして、指定の手続きが今年の 11 月 1 日に終了いたしました。本剤は、温室効果ガス、GHG の削減を目的とする飼料添加物の最初の指定となりました。

また、アミノ酸である 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルにつきましては、指定の手続きが本年 3 月 6 日に終了いたしました。

この場をお借りしてお礼を申し上げます。

さて、本日ご審議いただきます、飼料添加物の基準規格の改正等の案件につきましては、すでに飼料添加物として指定されているアミノ酸の 1 種である、ヒスチジンの補給を目的とする塩酸 L-ヒスチジンの新たなる規格の追加、

また、こちらもすでに飼料添加物としては指定されておりますが、酵素であるキシラナーゼの規格を新たに追加する 2 件でございます。

またその他の事項としましては、こちらもすでに飼料添加物として指定されている L-カルニチンの対象家畜の拡大にかかる効果安全性の審議の取り扱い、飼料添加物指定の手引きの改訂、飼料添加物の用途の新設及び新設した用途への移行につ

いてご説明をさせていただく予定です。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見、ご指導をいただけますと幸いです。

以上簡単ではございますが、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、これからの議事進行は座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員A よろしくお願いします。

まず、事務局から委員の出席状況、それから委員の利益相反の該当の有無について報告をお願いします。

○事務局 現在10名中10名の委員にご出席いただいております。

また事前に確認させていただいたところ、本日の議事に関し利益相反となる委員はいらっしゃいませんでした。

○委員A ありがとうございます。

では、事務局から配布資料の確認をお願いします。

○事務局 それでは、配布資料一覧に沿って確認させていただきます。

会場にお越しの委員の皆様におかれましては、お手元のタブレットの方ご覧ください。

配布資料は資料が1から6と参考資料が一つとなっております。資料1が議事次第、委員名簿となっております。資料2と3がそれぞれ、2-1、2-2、3-1、3-2と2部ずつございます。資料4が4とその別添がございます。資料5が5とその別添がございます。資料6が6とその別添が1と2、2つございます。お手元に配布、送信されていないファイルがございましたらお申し付けください。なお、質疑応答に移りましたら、該当資料を画面にて共有させていただきたいと思っております。

資料の確認は以上でございます。

○委員A ありがとうございます。みなさん資料は大丈夫でしょうか。それでは議事に移ります。

最初は〇〇の塩酸L-ヒスチジンについてです。事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。ありがとうございます。

事務局でございます。

塩酸L-ヒスチジンについてご説明させていただきます。参考資料1をご準備いただけますと幸いです。画面の方にも共有させていただきます。

それでは、概要と経緯について御説明させていただきます。

要望者につきまして、〇〇となっております。塩酸L-ヒスチジンは、哺乳動物、家禽、魚類の必須アミノ酸でございます。令和5年に、生産菌

*Corynebacterium glutamicum*により産生される塩酸Ｌ－ヒスチジンについては、飼料の栄養成分、その他の有効成分の補給を目的として、すでに飼料添加物として指定されています。

今般、この塩酸Ｌ－ヒスチジンについて、菌を用いて製造される発酵法によるものではなく、動物由来たんぱく質として羽毛や羊毛を原料とし、これらを加水分解等の反応に供する抽出法により製造されるものを使用できるようにしたいという要望がございました。

本品については、製造工程中にアミノ酸への加水分解や精製工程が含まれており、また、PCR検査によって、最終製品中に動物由来DNAが残存しないことが確認されています。

塩酸Ｌ－ヒスチジンの国内外におけるBSEすなわち牛海綿状脳症の規制について説明いたします。

まず、海外の例ですが、反すう動物由来たんぱく質の飼料利用に制限が多いEUにおいて、たん白質を加水分解によって得られる塩酸Ｌ－ヒスチジンが、全畜種を対象とした飼料添加物として認められております。

我が国においては、飼料安全法において、飼料中に含んではならない動物由来たんぱく質について厳格な規制を設けておりますが、今回要望のありました塩酸Ｌ－ヒスチジンにつきましては、十分に精製がされていることが確認され、製品に動物由来たんぱく質が含まれないことが担保されることから、その規制の対象にはならないものでございます。

続きまして、資料のご説明をさせていただきます。

資料２－１が要望者から提出された抄録となっております。資料２－２につきましては、事務局で作成した資料になっておりますが、事前送付資料に対していただいたご指摘につき、修正を加えさせていただいております。ご指摘をいただきありがとうございます。修正箇所につきましては黄色マーカーを付してお示しさせていただいております。今般要望があった塩酸Ｌ－ヒスチジンにつきましては、製造方法のみが既存の規格と異なり、そちら以外の事項については既存の規格に合致しているものでございます。

飼料添加物は、効果安全性について評価いただいた上で、当該製品の効果、安全性が担保できるよう規格が設定されています。そのため、事務局といたしましては、指定の要望があった塩酸Ｌ－ヒスチジンは、塩酸Ｌ－ヒスチジン自体としては既に指定されている塩酸Ｌ－ヒスチジンと同等の効果と安全性が担保されていると考えております。

先生方におかれましては、異なる製造方法であることによるに伴い産生する不純物も含めて安全性が確保されていると考えてもよろしいかという観点から、ご審議をいただきたいと考えております。

なお、既存の製品の規格は、含量の規格が 98%以上とされており、今回指定の要望がございました製品も、同じく 98%以上の含量でございます。

詳細につきましては、要望者からのご説明となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(要望者 入室)

(説明者 (企業) からの説明及び質疑応答)

(説明者 退室)

○事務局 事務局でございます。説明者が会議システムから退出したことを確認いたしました。

○委員A それでは審議に移りたいと思います。ただいまのご説明についてご意見等ありましたら願いたします。

委員B、お願いします。

○委員B はい。今の平山先生の質問に絡むのですが、これまであの紅麴の問題とか、いろいろ見ていて、そういった不純物というか、残りの 5%、数パーセントの成分をMSとかで一応確認するって作業はこういう場合必要ないのでしょうか。一般的に。

○事務局 事務局でございます。これおっしゃる通り、不純物の部分っていうのは議論のポイントになるんですけど、今回要望があった、ヒスチジンにつきましてですね、これ、菌の安全性の部分につきましては、一つの考え方として、EU のリスク評価機関でとりまとめている安全である菌のリストがあります。菌自体が有害なものを産出可能性がないリストに掲載されていることを確認するとともに、加水分解でさらにそのアミノ酸まで分解されることによって有害なもの発生する懸念点につきましては、基本的に今まで審議した動物由来のたん白質の加水分解技術を利用したものについて、EU も含め安全性に問題があるといったような話は出てきてないので、今回のものについても問題ないのではないかと、事務局の方としては考えて、今回ご議論いただくこととしております。

以上です。

○委員B はい、ありがとうございます。

○委員A ありがとうございます。

これ、申請者の方の説明では、95% だけでも実際にはもっと 97%、8% 純度であって、その残りのパーセント内をほとんどが水分だという説明ではあったんですが、それについては何か根拠を示してもらう必要はないですか？

事務局としての考え方としては必要ではないと。

○事務局 事務局でございます。今回のものについては、あの従前の菌から精製したものに比べて純度が上がっているというところがございます、特段、追加のデータを求めるということを考えていないところなんですけれども、逆に委員の先生方から、その不純物等についてデータが必要というふうなご意見がありますでしょうか？

○委員A 先生方いかがでしょう？

○事務局 製造工程については先ほど事業者の方から説明があった通りでございます。

○委員A ちょっと最初のご説明の時に違う方法で作られているということを考慮した審議をという話だったので、ちょっとこのところ、まあこだわっているというか、あの細かく伺ってるんですけども。

まあ前例を照らし合わせてみてもこれでまあ心配はないというふうにお考えですか。

○事務局 事務局としてはそのように考えてございます。

○委員A 委員の先生がいかがでしょうか？

委員C、はい、お願いします。

○委員C はい、委員Cですが、あの特別問題視しているというわけではないのですが、製造工程の従前との違いからアンモニウム塩規格で 0.04%以下と規定しているのではないかとおもわれますが、そういうことでしたでしょうか。

他の製法では残留してこないのか、実際の残留がどれぐらいかというところは、少し情報があるのかが気になりました。そもそも規格値が低いので、これがどのように動物に影響しうるのかはわからないのですけれども。

○委員A はい、ありがとうございます。違う製法を使っているということで、アンモニウム塩の残留っていうのは一つポイントになるかと思いますが、これはここに書いてあると7ページですか、に書いてあるアンモニウム塩の規格に関してこれは結果として 0.04% 以下であると言えいいでしょうか。

○事務局 事務局でございます。

はい、そちらのおっしゃる通りでございます、一応そうですね、正確にお話ししますと、そもそも発酵法による、発酵法によって生産された塩酸L-ヒスチジン、もうすでにあの規格化されている方ですけれども、そちらについてですね、アンモニウム塩の残留というのは、基準というのがもう定められて規格化されておまして、そちらに合致しているかどうかという観点で調べてあるといったところでございますね。

○委員A ありがとうございます。

その点においても、既存のものと同等であるという理解でよろしいかと思います。よろしいでしょうか？

○委員C 私の思い違いだったようで、失礼いたしました。

○委員A ありがとうございます。

その他ご意見いかがでしょうか？

ほかにございませんようでしたら、いくつか意見は出ましたが、この新しい方法で作られた塩酸L-ヒスチジンについて了承するということによろしいでしょうか？

ご異論ある先生いらっしゃいましたらお願いします。

よろしいでしょうか？

はい。では、純度も高くなっているということで、議論を了承するというところで、異論なしということでまとめたいと思います。

それではその事務局の方で必要な対応をお願いいたします。

○事務局 はい。事務局でございます。

評価書案ということでですね。

委員の皆様からのご指摘いただいた内容をですね、反映させていただいて、前日そういうことでお送りさせていただいたんですけども、あの改めてですね、そちらで特に追加のご意見ないでしょうかということでご確認をお願いさせていただきたいと思います。

もしそちらが完了となりましたらですね、今後のステップとして飼料添加物規格書委員会にご報告の上、飼料分科会への審議の準備を進めさせていただきます。以上でございます。

○委員A ありがとうございます。

それでは次の案件に移りたいと思います。

次の案件は、〇〇のキシラナーゼです。

事務局の方から説明お願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、キシラナーゼの概要についてご説明させていただきます。

資料は3-1、3-2及び参考資料の1をご用意ください。

参考資料の1をご覧ください。2ページ目をご覧ください。

今回、新規のキシラナーゼの要望が出されております。

まず、製品の概要についてご説明いたします。

こちら、キシラナーゼは飼料に含まれるヘミセルロースの1種である、キシランを分解する酵素です。

キシラナーゼを添加することで、他の栄養成分の消化を妨げるキシランの分解を促進いたします。

このことにより、飼料中に含まれる栄養成分の利用の効率の改善が見込まれます。現在遺伝子組み換え体ではない、*Trichoderma longibrachiatum*により産生される

ものが「飼料が含有している栄養成分の有効な利用を促進」を目的として、平成10年に飼料添加物として指定されております。

今回要望のあった、キシラナーゼにつきましては、*Trichoderma reesei* 野生株の産生するキシラナーゼのアミノ酸配列が変化するように遺伝子改変を行った、組換え体 *Trichoderma reesei* により産生されるものでございます。

遺伝子組換えによりキシラナーゼの耐熱性を改良しており、ペレット化等の飼料の加工工程中の加熱におけるキシラナーゼの失活を低減することができるとされております。

加えて、製造時に培養液粘度の上昇を抑制するように遺伝子改変を行うことで、キシラナーゼの生産効率が改善できるとされております。

要望者が要望する対象家畜は、鶏、うずら、豚となっております。

推奨する飼料への添加量は鶏用飼料、うずら用飼料に 625 から 2500 U/kg 飼料、豚用飼料に 2000 から 4000 U/kg 飼料となっております。

海外では米国等で飼料添加物として使用が認められております。また、異なる生産菌株により産生された同一アミノ酸配列のキシラナーゼが、EUでは家禽及び豚用飼料への利用が認められております。

本剤につきましては、本日が初めての審議となります。なお、本剤の遺伝子組換え飼料等としての安全性確認につきましては、今後、農業資材審議会飼料分科会、遺伝子組換え飼料部会においてご審議いただく予定となっております。

後ほど事業者から詳細をご説明いただきますが、事業者からのご説明は資料3-1に沿って進めさせていただきます。

こちらを主にご参照いただくとともに、質疑応答で資料のページや項目番号等をお示しいただく際は、資料3-1の番号をお示しいただけますと幸いです。

それでは、詳細は事業者の方からご説明いただきたいと思います。

(説明者 入室)

(説明者(企業)からの説明及び質疑応答)

(説明者 退室)

○事務局 事務局でございます。説明者が退出しましたことを確認いたしました。

○委員A ありがとうございます。では審議に移りたいと思います。

先ほどの件についてはいかがですか？

○委員D 委員Dですけれども、一応データは動いていて、総合的に考えて問題なかったとしているので、少しデータを見ておくと安心かなと思った次第です。今までとの整合性を含めて、決めればいいのかと思っていますところ。

○委員A 事務局から何かご意見がありますか？

○事務局 評価書の方に少し記載させていただいたのですが、参考資料の方で細かい数字などのデータはいただいておりますので、事業者の方に伝えて、動きの

あった数値につきましては、抄録の方に記載をするように伝えさせていただきますが、よろしいでしょうか？

○委員D はい、そのようにお願いいたします。

○委員A ありがとうございます。

その他ご意見おありの先生いらっしゃいますでしょうか？

よろしいでしょうか。

酵素の単位の換算がちょっと難しかったですけど、それも問題ない評価書というか、問題ないってことでよろしいですか。

○事務局 抄録の方に換算係数というものが記載されておりまして、そちらの方が規格の方で、現在使われておりますキシラン糖化力単位への換算係数として記載させていただく予定でございますので、実際に事業者に提出いただいた単位が、現在使われている酵素単位と比較することが可能なような状態にさせていただきます。

○委員A 換算係数が乗るっていうあの追記されるという。

○事務局 はい、そのようでございます。

○委員A わかりました。ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか？

そうしましたら、いくつか追記される部分があるということですので、その辺を反映していただいて、後ほど見せていただくということで、内容的にはほぼそれで問題になるということはないと思うので。

必要なデータを追記していただくということで、その上で了承するということがよろしいでしょうか？

では、そのように必要な措置をとっていただくということでお願いいたします。

○事務局 本日の審議の内容を反映させた資料を、事業者の方とこちらの評価書案として後日送付させていただきますので、皆様ご確認およびご意見お願いいたします。

○委員A はい、ありがとうございました。

予定では、ここで休憩ということになっていますが、いかがでしょうか。

10 分間休憩ということで、14 時 55 分まで休憩ということでお願いいたします。

14 時 55 分になったらお戻りください。

(休憩 10 分)

○委員A お時間になりましたが、委員の先生方、皆さんお戻りでしょうか？

ありがとうございます。

その他の事項になりますが、その他の事項の最初の項目としてL-カルニチンの対象家畜の拡大に関する対応について、事務局の方から説明お願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。事務局でございます。

L-カルニチンについて御説明させていただきます。資料4と資料4別添をご準備いただけますと幸いです。まずは資料4から、画面でも共有させていただきます

す。

資料4は、今月3月10日にお送りさせていただきました、本件の対応案でございます。

まずは1の背景についてです。飼料添加物については、飼料安全法に基づき農業資材審議会に意見を聴き、その効果と安全性が確認されたものが指定されております。

飼料添加物の指定は、その必要性が高く効果が明らかで、かつ安全性の確認されたもののうちから、必要最低限の範囲において行われることとされていることから、農業資材審議会において確認できた効果あるいは安全性の範囲が限定的である場合には、飼料添加物の給与対象とする家畜が定められます。

今般、平成30年に初めて指定されたL-カルニチンについて、取扱事業者より、対象家畜拡大の要望がございました。

要望としては、現在では体重がおおむね120kgを超えた種豚用の飼料にのみ用いることができるところ、体重がおおむね60kgを超え120kg以内の種豚育成中の豚用の飼料にも用いることができよう適用の拡大を求めるものでございます。

要望の背景として、現在、L-カルニチンは種豚育成豚用飼料への添加が認められておりません。しかしながら、通常の種豚場では、種豚と種豚育成豚とが混在しており、種豚育成豚が種豚用飼料を摂取してしまう可能性があります。そのため、一般的な種豚場では種豚用飼料を使用することができないきまりとなっているところ です。言い換えますと、本要望のとおり対象ステージを拡大することは、L-カルニチンを使用する種豚にかかわる畜産農家の利益をもたらすことが目的となります。

なお、適用拡大を行う場合には、成分規格等省令に定められた飼料に関する成分規格等を改正することとなります。

次に、2の安全性と効果についてです。こちらは、平成30年にL-カルニチンが指定される際に確認された内容でございます。安全性については、60kgの子豚を含めて使用した試験により評価が行われました。効果については、妊娠期の母豚に給与することにより、生まれてくる子豚の体重が増加する効果が確認されております。

次の2ページ目にまいります。

このとおり母豚への効果のみが確認されたため、対象家畜を種豚に限ることとされました。

なお、種雄豚への効果は確認されておりませんが、種豚場において種雄豚と母豚が同居している場合を想定し、かつ雄豚への健康被害等が認められないことも踏まえ、まとめて種豚として対象家畜が設定されました。

3の本件への対応方針案について申し上げます。

現行のように、平成 30 年に L-カルニチンを、種豚を対象として指定した際は、1 点目として安全性に関する飼養試験に 60kg の豚を用いていること、2 点目として効果は母豚のみで確認されているものの、当時も飼料の分別管理の実態を考慮して、雄豚を含めた種豚を対象としていること、

また、こちらが本題ですが異なるステージの豚が同居している生産の現場では、ステージごとに飼料を分別し、種豚育成豚にだけ給与しないような管理は現実的でない想定されることを踏まえ、畜産農家の利益に資するという意義から、対象家畜ステージに体重がおおむね 60kg から 120kg の種豚育成豚を含めることを認めてはどうかというご提案でございます。

また、このことについて今後の手続きを進めるにあたり、本添加物の効果・安全性の程度が明らかであることから、飼料添加物効果安全性小委員会において、改めて審議することは不要であると整理することをご提案させていただきました。

なお、対象拡大の改正の際は、飼料関係団体等に対し、初めて指定がされたときと同様に、妊娠期の豚及び授乳期の豚への給与に限って効果が期待できることを改めて通知いたします。事業者が L-カルニチンの効果を謳うにあたっては、これらのステージに対する効果のみを謳うことができるもので、こちらの点に変更はございません。

もし本方針に異論がありませんでしたら、来月以降、飼料分科会における審議をお願いし、その結果をもとに、食品安全委員会への諮問等の手続きを進めさせていただきたいと考えております。

こちらの「3 効果に関する事項について」でございます。恐縮ながら、事前にお送りしたものと違ってですね、画面共有では修正前後の違いが分かる形で表示させていただいております。

3-1 の試験のうち、3 段落目について、委員から、意味が伝わりにくい記載であるとのこと指摘と修正にあたってのご示唆をいただきました。

文章の内容を事務局にて確認しまして、お示ししておりますとおり修正したいと考えております。

具体的には、次のページの表 1-2 において、L-カルニチンを妊娠期に与えるかどうかと、授乳期に与えるかどうかの組み合わせで、4 つに場合分けをしております。

この試験では、妊娠期の L-カルニチン給与では対照と統計的な有意な増体効果の差が見られ、授乳期の場合では見られなかったという結果ですが、もとの記載ですと、授乳期のみ給与した試験区と、妊娠期に給与した試験区の比較を行い、授乳期について差があったと読み取れるものでございます。

そうではなく、文脈も踏まえまして、妊娠期の L-カルニチン給与の有無で比較した場合と異なり、授乳期に L-カルニチンを給与した場合に有意差が見られなか

ったという意味になるよう修文させていただいております。

そのほか、明らかな誤字については、説明は割愛させていただきますが、修正をさせていただきます。ご指摘いただきありがとうございます。

以上、Lーカルニチンの対象家畜ステージの拡大について、効果安全性小委員会での改めての審議を不要とすることと、平成30年の評価書の一部を修正することについて、ご意見がありましたらいただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員A はい、ありがとうございます。

それでは議論に移りたいと思います。

ただいまのご説明についてご質問、ご意見のある先生いらっしゃいましたらお願いします。

ちょっと言葉の確認ですけど、今日今ここで議論するっていうことは、審議は必要ないということを決めるということですが、これ、今やってるのは審議じゃないですね。

○事務局 はい。

分かりづらく恐縮なんですけども、おっしゃる通り、今回は、この場では、審議という形ではなくて、必要がないでしょうかというような方針案の確認をさせていただきたいと思います。

念のための違いとして申し上げますと飼料分科会の方ですと審議という形で、そちらをしっかりと答申ということであのお出しいただきたいというふうに、あのそういった流れで考えてございます。で、ちょっと補足しますと、あの今回、事業者からの要望にあたってですね、あのそういったLーカルニチンの特に効果と安全性にこう何か新しい知見がこう出されたとか、そういったわけではなくてですね、あのあくまでこう畜産農家のこう、まあ実情ですね、を踏まえて、あの改正が必要ではないかといった、そういった観点での提案でございます。

○委員Aありがとうございます。

何かご意見ありますでしょうか？

ざっくり言うと、農家さんの実情を考えて効果がない、効果がないという言い方はよくないですけど、効果が確認されていない、豚に給与するデメリットよりも一緒に飼われている豚にあげられないことによって、餌の選び方に制約が出るという農家さんの事情にあるデメリットを考えると、まあ確認されてないものについても認めてしまってもいいだろうと、総合的なメリット大きいだろうと。

で、それについては効果が確認されていないということは、えっと添付文書というか、そういうものがつくという理解でよろしいですか。

○事務局 そうですね。

おっしゃる通りでございまして、あの畜産農家さんの方ですね、現状の規定ですと、種豚の育成中ではなくて、種豚としての豚のみに今の使える状態ですのであのまあ言い換えますと、そのもし L-カルニチンを使った飼料を使うのであれば、ええちゃんとそのまあ分別管理をして本当に種豚だけに与えるようなあの管理を、畜産農家が、これはかなり現実的ではないという実情なんです、まあしなければならぬというのはちょっとあの動きづらいような形になっております。

これを改正することによって畜産農家さんがまあ使いやすいあの飼料ということで、飼料添加物という、ひいては飼料として使われていくものかと考えているところです。

それからちょっと繰り返しになりますが、指定された当時も、飼料添加物とか、あと飼料の関係のあの事業者の団体に、飼料添加物が、妊娠期それから授乳期の豚に効果があるものですよというふうに通知をしております、そちらも改めて、違いはなくそうですよということで、通知をさせていただく所存でございまして。

○委員A 実際にその種豚と種豚育成豚とが同じ農場でしばしば飼われているというのはこれあの要望者の意見だけではなくて、まあ農水省の事務局の方でもそれ、その実情を把握されているっていう理解でよろしいでしょうか？

○事務局 そうですね。

そちらはおっしゃる通りでございまして、もちろん、要望者の方からのあの申し出ということは、そうなんですけれども、まあ、事務局の方でそこは確認させていただいてということで、その上でのご提案ということになります。

○委員A はい、ありがとうございます。

必要な確認はすべて取られているということだと思いますが、えっとご意見いかがでしょうか？

よろしいでしょうか？

そうしましたらこのL-カルニチンの対象家畜の拡大に対する対応ということについては、改めてこの委員会での審議は必要ないことで了承されたということによろしいでしょうか？

それでは了承されたということで、今後必要な対応を事務局でお願いいたします。

○事務局 ご議論いただき、ありがとうございます。

今後のステップとして、飼料分科会での審議の準備を進めさせていただきます。

○委員A 続いて、飼料添加物の指定の手引きの改訂について、事務局の方からご説明をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。事務局の〇〇でございまして。

資料5、飼料添加物の指定の手引きの改訂についてご説明させていただきます。資料5及び資料5別添をご準備いただけますと幸いです。

まずは資料5から。画面でも共有させていただいております。資料5は毎月3月10日にお送りさせていただきました、改訂事項の説明の資料でございます。

まずは1の背景についてです。飼料添加物の指定や基準規格の改正等を行う際は、農業資材審議会の意見を聞くこととされており、ご審議いただく際の評価基準が定められております。

審議が評価基準に沿って円滑に行われるためには、要望のある事業者から必要十分な資料が提出されることが不可欠なため、資料の作成方法や注意点について解説した、飼料添加物の指定の手引きを作成して公表しております。

手引きは都度改訂を行っておりますが、今般の改訂内容について、あと一つ追加一点あるのですが、ご報告させていただきます。

2の改訂事項についてでございます。一点目は、外国での評価等に用いられた資料を全て事務局に提出するように明記するものでございます。こちらに至った事案としては、外国で指定された後に、外国で再評価が行われたような物質について、日本で飼料添加物の規格改正の要望があり、農業資材審議会における審議が行われ、問題ないとして答申されましたが、その後外国における再評価に用いられた資料の一部が提出されていなかったことが発覚し、かつそれにより再審議を行う必要が生じたというものです。

外国における許可状況及び使用状況等については事務局で確認し、審議に必要な資料を揃えるよう求めるため、外国での評価等に用いられた資料をすべて事務局に提出するように記載をいたします。

次のページに行っております。また、農業資材審議会における審議が終了した後であっても、関係する新たな知見が得られたとの情報を得た場合には、事務局に報告するように、こちらをお願いの記載をいたします。

二点目は、提出を求める一部の試験実施結果についてです。変異原性試験においては、製造予定する製品そのものを用いることと現在しておりました。

しかし、指定を予定する物質によっては、必ずしも製品そのものである必要はないと去年の審議にあたって、委員からのご意見をいただいたところです。

そのため、試験においては原則として製造予定する製品を用いるという表現の記載にさせていただきます。

以上について、事前にもご報告をさせていただきましたが、その他にも委員よりご指摘をいただきました。ありがとうございました。

そちらの修正も同時にさせていただきますので、一部の内容を、説明をさせていただきます。資料5別添を画面共有させていただきます。

下にあります番号での9ページになります。9ページの図では飼料添加物が指定されるまでの手続きの流れについて説明しております。

こちらで始まりとしては①に農林水産省から科飼協に案件募集をお知らせするこ

ととしております。こちらは飼料添加物のメーカーがメンバーになっている、日本科学飼料協会のことで、以下科飼協と申し上げます。

また違うページになりますが、手引き自体の作成にも科飼協を含めた関係者にご助言をいただいたという旨を記載しているところがございます。

このことについて、科飼協との関係性が不明である、何らかの利益を受け取っているのではないかというような風に見られるという、そういった疑念が生じるのではないかというご指摘をいただきました。

そこで9ページにおいて、科飼協にお知らせとしておりますが、こちらは飼料添加物メーカーに募集をお知らせするということを目的としておりまして、実態としては科飼協の会員となっていない、個別の希望者に対してもお知らせをしております。そのため、図の下にこのことを補足説明する注をさせていただきます。

その他、表記ゆれなどに関する軽微な修正もご指摘いただきまして、加えさせていただきます。

以上ご報告をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員A はい、ありがとうございます。

例えば、ご説明について何かご意見がある先生いらっしゃいましたらお願いします。

前半部分は今日も似たような事例がありましたが、純度が今までの指定されているものより高くて、製造の方法の基準だけ異なるものについては、必ずしもその物質を使ったデータが必要ないというふうにするということで、今日もまさに同じような事案があったんですが、この件についてご意見いかがでしょうか？

この純度が既存の製品よりも高いというところ、まあ程度にもよるかと思うんですが、今日のように純度が十分に高いということであれば、このような対応で問題ないのかなとは思いますが、いかがでしょうか？

よろしいでしょうか？

その他にもご説明ありましたが、最後の方については、懸念されるような利益には当たらないということがはっきりするような文言を付け加えていただくということだと思います。

いかがでしょうか。皆さん意見ないでしょうか。

では特段ご意見ないようですので、飼料添加物の指定の手引きの改訂につきましては、了承されたということにしたいと思います。

では事務局の方で必要な対応をお願いいたします。

○事務局 ご議論いただきありがとうございます。引き続き改訂に向けてステップを進めさせていただきます。

○委員A ありがとうございます。それでは本件の議論はここで終了ということで、続いて飼料添加物の用途の新設及び新設した用途への移行について事務局から

お願いします。

○事務局 事務局の〇〇でございます。

私の方からこちらについて、資料6に基づいてご説明させていただきます。

まずは画面上に資料を表示させていただきまして、この議事の経緯背景からご説明させていただきます。

近年、国際的に薬剤耐性（AMR）の対策に関心が高まっているという状況にある中、昨年令和6年12月24日に開催された飼料分科会におきまして、抗菌性飼料添加物の取扱いについて、事務局より、見直し等の案をご提案させていただき、ご審議をいただきまして、方向性にご了承いただいたところです。

この度、飼料添加物効果安全性小委員会におきましては、

見直し案のうち、既に指定されている抗菌性飼料添加物の一部を、新設する用途に移行させることについて、ご確認いただきたいというものでございますけれども、まずは、令和6年12月の飼料分科会における見直し案等について、ご説明させていただきますと思います。

資料は一緒にお送りしている別添1でございますけれども、画面上に表示してご説明させていただきます。

見直し案の背景となります。現在、薬剤耐性は世界的に深刻な健康上の脅威となっており、世界全体で協調した対応が求められているという状況にあります。

抗菌剤というのは、畜産分野においては動物用医薬品としてというものと、抗菌性飼料添加物として使用されております。

これらの主な違いは、動物用医薬品は疾病の治療等を目的として使用されるというものである。一方、抗菌性飼料添加物は、飼料中の栄養成分の有効利用により、家畜の健全な発育を促すために使用されるものであるという点でございます。

動物用医薬品につきましては、薬機法に基づき規制されており、抗菌性飼料添加物は飼料安全法に基づき規制されております。

農林水産省畜産安全管理課ではこれらの抗菌剤についてAMR対策を推進しているところです。

3番目のところになりますが、抗菌性飼料添加物については、生産現場において良質な畜産物の安定的な生産に寄与するものとして利用されているところですが、これらは飼料添加物の指定のために通常行う効果と安全性の評価の他にも、AMRの観点からのリスク評価も行われておりまして、無視できると評価されたものだけが利用できるというふうな状況となっております。

ここまでが経緯となっております。

そして2点目ですが、現状と今後の対応案についてでございますけれども、1つ目の見直しの案としましては、抗菌性飼料添加物の分類等の見直しとなります。

飼料の分野においては、これまで AMR 対策は抗菌性飼料添加物と言ってるもの

を対象に講じてきたところです。

現在指定されている飼料添加物の一覧がこちらにある通りなんですけれども、現在、抗菌性飼料添加物と呼んでいるものはここに記載されております、抗生物質と合成抗菌剤のことでございます。

飼料添加物とは、こちら左にある3つの用途いずれかに該当するものを指定することとしております。

第3番目の用途、「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」の用途で指定されている抗生物質11物質と合成抗菌剤6物質を、「抗菌性飼料添加物」として扱ってきたところです。

現在、「抗菌性飼料添加物」として扱っている物質が、こちらの表に記載されているものになります。抗生物質と合成抗菌剤で構成されております。

先ほどの資料に戻りますけれども、今後のAMR対策の推進と国際的なAMRに対する関心の高まりへの対応のため、対策に重点を置く抗菌性飼料添加物を明確化して、現場への指導をより詳細にしていくことが、国内外の信頼性確保に重要であるとの状況から、二つの見直し案について提案させていただきました。

1つ目はこちら、括弧1番でございますけれども、現在合成抗菌剤として扱っているもののうち、抗菌作用を有しないものの取り扱いについてでございます。

現在合成抗菌剤というふうに扱っている物質は、先ほどの表の一覧のうちの6物質でございます。

これらは指定当時から合成抗菌剤というふうに扱ってきたものでございますが、このうち4物質アンプロリウム、エトパベート、クエン酸モランテル、ナイカルバジン、この4つについては、食品安全委員会から、「代表的な腸内細菌等に抗菌活性を示さないものであり、家畜等に給与された場合に薬剤耐性菌を選択する可能性はない」というふうに評価されております。

こういったことを受けまして、見直しの方向としましては、これらの4物質はAMR対策に取り組む対象から外す見直しをするというものでございます。

具体的には、飼料安全法上の「抗菌性物質製剤」「抗菌性飼料添加物」の定義に該当しないものとするというものでございます。

ただし、現在、これらの4物質には、「製造の課程で特別の注意を必要とするもの」として飼料製造管理者の設置の義務であったり、製造管理、管理分析の実施など様々な管理措置が求められているんですけれども、こちらについては、引き続き求めることとしたいと考えているものです。

なお、こちらの表でございますが、飼料分科会においてこちらの表について、「合成抗菌剤（抗菌活性なし）」と書いていることに違和感があるのご指摘をいただいております。この表における記載はあくまで現行規制における1つの用語として用いているものになりますので、そのようにとらえていただけますと幸いです。

す。

見直し後には抗菌活性がないものは、「合成抗菌剤」とは呼ばないものとして整理をいたします。

続きまして、抗菌性飼料添加物の分類等の見直しの2つめでございますが、

(2) 特定の病原寄生生物による家畜等の幼齢期における生産性低下の防止を効果とする抗菌性飼料添加物の取扱いについてでございます。

こちら現状はと言いますと、飼料添加物はその指定にあたって効果と安全性を評価することとしており、評価においてどのようなデータでどのような事項を評価するかといった点について、「評価基準」により定められています。

この評価基準では、抗菌性飼料添加物は、「家畜等の成長の促進または飼料効率の改善」（以下「成長促進」といいます）又は「特定の病原寄生生物による家畜等の幼齢期の生産性の低下の防止」（以下「生産性低下の防止」といいます）のいずれかの効果を有することが確認されたものについて指定が認められることになっています。

一方、指定に際しては、成長促進、生産性低下の防止、のいずれの効果が確認されたものも、飼料添加物の3つ目の用途「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」の用途に供するものとして、指定されています。

見直しの方向案ですが、海外では、「コクシジウムのような寄生虫の影響による生産性低下を防止する」目的のものは、「成長促進」目的のものとは区別して取り扱われています。諸外国においては、「成長促進」目的の抗菌剤の使用を削減させようという動きがございますが、コクシジウム等の寄生虫による生産性低下を防止する効果のあるような物質というのは、畜産生産においては、必要不可欠なものとして取り扱われています。

一方、日本では、現行、これらに区別がなく、成長促進というふうな扱いになっています。

こうした状況も踏まえて、わが国でも生産性低下の防止を用途とするものとして、「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保」を新設し、この効果を確認して指定された飼料添加物については、当該用途のものとして取り扱うこととしたいというふうに考えています。

具体的には、飼料添加物の用途を定めている飼料安全法の施行規則を改正し、用途を新設することとしたいと思っております。

そして、指定された飼料添加物を定めている告示を改正しまして、生産性低下の防止を効果とする物質で、現在3番目の用途に位置付けられているものを、新設した用途に移行させるということをしていきたいと考えております。

なお、飼料分科会におきましては、委員の先生から、「生産性低下の防止」効果を表す用語として、こちら「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保」と

いう表現の関連性がわかりにくいので、通知等でその用語の意図するところをわかりやすく伝えるようにしてほしいというふうなご意見をいただいております。

そこについては、ご意見のあったように、意図するところ、わかりやすく通知等で周知したいというふうに考えております。

最後に見直し案の2つ目となりますけれども、抗菌性飼料添加物の今後の取り扱いの検討としまして、先ほどご説明したような抗菌性飼料添加物の分類の見直しを2つ行った上で、引き続き抗菌性飼料添加物として扱うものにつきましては、今後の取り扱いやあり方等について検討を進めていきたいというふうに考えております。

最後に今後の予定としてご説明した内容ですけれども、先ほど、抗菌性飼料添加物の分類の見直しの一つとして、飼料添加物の用途として4つ目の用途を新設する案についてご説明いたしました。

具体的にどのような物質を、3番目の用途から4番目の用途に移行するかという点でございますけれども、指定当時の「効果」が、成長促進か、生産性低下の防止なのかというところを確認、整理しまして、当審議会の飼料添加物効果安全小委員会に確認を行った上で、次回以降の飼料分科会でご報告させていただきたいというふうにご説明させていただいております。

以上が、抗菌性飼料添加物の取り扱いについてということで、昨年12月の飼料分科会でご説明した見直し案でございます。

つきまして、本日でございますが、先ほどご説明した見直しのうち、飼料添加物の用途を新設し、一部の抗菌性飼料添加物を新設する用途に移行させるにあたりまして、事務局において指定ときに審議会で確認した効果を整理いたしまして、飼料分科会飼料添加物効果安全小委員会に確認を行うとされた部分についてでございます。

今般、指定当時の審議会のデータを事務局で確認いたしまして、寄生生物による生産性低下を防止するという効果を確認していたものを整理いたしました。

この整理案について本小委員会でご報告させていただきまして、ご確認いただきたいと考えております。

こちらの表が寄生生物により生産性低下の防止という効果が確認されたものを列挙したものととなります。

ポリエーテル系（イオノフォア）の抗生物質とか、「合成抗菌剤」に分類されているものが該当しておりました。

こちら用途で書いているものですが、コクシジウムとかロイコチトゾーンというのは寄生虫の1種である、「原虫」に該当するものでございまして、抗コクシジウム等の効果を作用機序として、生産性が下がるのを防止する効果を示すものとして指定されておりました。

また、一番下にあるクエン酸モランテルにつきましては、寄生虫の1種である「豚回虫」への効果を作用機序として、生産性低下の防止を確認しておりました。

なお、これらの物質は、諸外国においては、抗コクシジウム剤等として、利用されております。

あと一点ちょっと事前にお送りした資料から訂正がありましたので、この場で報告させていただきますけれども、事前送付資料においてナイカルバジンの対象家畜のところに、鶏：幼すう、中すう、ブロイラー後期と書いてございましたけれども、えっと現在こちらは幼すう、中すうとブロイラー後期には使用を取り消しておりますので、ですのでロイラー前期のみを対象家畜とするように修正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

なお、あのポリエーテル系の抗生物質で、例えばモネンシンでございますと、牛も対象家畜に含むものがございます。

今回、抗コクシジウム効果のデータが提出されておりましたのは、牛のほ乳期のもののみでした。

今後、事業者から幼齢期や肥育期について、生産性低下の防止の効果を示すデータが提出された場合には、通常の効果安全性小委員会の審議同様に効果をご確認いただくプロセスを経た上で、4番目に移行するかどうかというところのご審議をいただきたいというふうに考えてございます。

はい、ご説明は以上となります。

ご質問ご意見、ご指摘等ございましたら、どうぞお願いいたします。

○委員A はい、ありがとうございました。

それでは、この件に関して議論に移りたいと思います。

何かご意見ご質問のある先生いらっしゃいますでしょうか？

ちょっとくどいですが、確認ということで。抗菌性がない、つまり耐性菌を誘導する心配がないのに、抗菌性の名前が付いていて誤解をうけるといけないので、そういう名前の呼び方はやめましょう、それに相当する新しい名前をつけましょう、というのがまあ、1番と2番ということです。

○事務局 合成抗菌剤と言っていたものについてはおっしゃる通りです。

抗菌活性がないのに、抗菌剤というふうな呼び方をするものとして、指定当時から整理されてきたものでございますけれども、AMRのリスクもない、抗菌活性がないものということで、抗菌剤ではないものとして扱うように整理をし直すということでございます。

○委員A それと最後のは寄生虫とか原虫とかに関しては、これはあくまでも予防のために使う場合ということで、例えばコクシジウムにかかっている動物にあげる場合には動物用医薬品であって、かかってない動物に飼料の中に入れて予防するのに使う場合には飼料添加物という理解でいいんでしょうか。

○事務局 動物用医薬品の、薬機法の方では予防、治療、両方とも病気の対策に使うということであれば、薬機法の対象になりますけれども、今回この飼料添加物については、機序として何に効いた結果かというところで、指定の時のデータの確認が異なっていたというところがありまして。最終的な出所としては、飼料効率に影響しているというところのデータを確認しているのですけれども、二つのものの違いとしましては、三番目の用途で指定しているものは、通常の餌であれば100の成長があるところ、これをやることで120とか向上しているというものでございまして、他方、あの寄生生物に効いているという機序の結果としての飼料効率の影響としては、やらないと下がってしまうところ、その飼料添加物を入れてやることで100に戻すというふうな効果があるということです。でもあの、効果をうたうところではあの病気に効きますではなくて、飼料を与えた結果で、その飼料としての効果というところになります。

○委員A そうすると、その動物用医薬品との区別はどこでつくんですか？

○事務局 動物用薬品との区別としては、病気の治療というふうな謳い方をしないというところになります。

○委員A じゃあ飼料に添加する場合には飼料添加物になって、飼料とは別に処方すれば動物用医薬品っていうような考え方でよろしいでしょうか。

○事務局 この、病気の対策として、獣医師の指示のもとで投与するということになったら、それはあのお薬という扱いになります。

○委員A ありがとうございます。その他委員の先生方からご意見質問ありますでしょうか？委員D、お願いします。

○委員D 質問なのですが、抗菌活性があるかないかということではなくて、ヒトの腸内細菌に対する活性はないという定義ということによろしいでしょうか。いずれの菌に対しても影響しないということを意図しているのか、ヒトの腸内細菌には作用しないので菌交代現象は起こらないし、耐性菌ができるといったことは起こらないということを確認したという意味合いになるのでしょうか？

○事務局 抗菌活性をあの抗菌活性があるかないかというところのデータの測定というか、そのデータを示すものとしては、ヒト由来の腸内細菌か動物由来の腸内細菌かという区別はなくて、基本的に一般的なその代表的な腸内細菌と言われているものに対して、抗菌活性を示さないというふうなデータが示されております。

薬剤耐性菌を生む機序としましては、そういった菌に対して抗菌性があることで、例えば治療等で投与した時に感受性があるものは死滅していくけれども、その薬剤耐性のある菌だけが薬が効かないことで残って、選択的に残ってしまって、それが薬剤耐性菌としてヒトであったり、動物であったりに悪さをする可能性があるということでございませけれども、これら4つの剤は抗菌活性がないので、そういった薬剤耐性菌を選択するリスクがないというふうな考え方であります。

○委員D 別添1の7ページの表のところの、今までに、抗生物質とか抗菌剤と言ったことが、合っていなかったという理解ですね。ヒトとか動物とか関係なく、菌に対する活性のないものということで、そちらに入れます。

○事務局 おっしゃる通りです。指定の当時は菌に効くか、原虫とかそういった微生物に効くかという区別がなく、そういった微生物に効くものを、あの一緒くたに、抗菌剤というか、合成抗菌剤というふうな表現をしていたところがございます。

当時から抗菌活性がないっていうことは、あのデータとしてはわかっていた部分もあるかと思うんですけども、それが全部、抗菌性物質、合成抗菌剤という表現で扱われたっていうところがございます。

抗生物質と合成抗菌剤と呼んでいたものをまとめて、飼料安全法では、抗菌性飼料添加物というような整理をしたために、抗菌活性がないものがあって、これがAMRの対策が必要なものというふうな整理になっていたということがございます。ここをちょっと今回整理をしたいということでございます。

○委員D わかりました。ありがとうございます。

○委員A ありがとうございます。

委員E、お願いいたします。

あの音声が届いていないようで申し訳ございません。大丈夫です。お願いします。

○委員E でございます。

私もちょっとしつこい質問かもしれないですけども。

一般的に微生物に対する作用としては、抗菌っていうのと要は増殖抑えるだけであとは宿主の免疫を使って菌を、微生物を撲滅するというか、そういうのと、実際に菌そのものを死滅させるっていうのがあると思うんですけど、今言っているその抗菌剤って言うのは、作用としては増殖を抑えるっていうようなものに対してのお話という理解でいいですか？

○事務局 死滅させるっていうのは消毒薬とかそういったものをおっしゃっていませんか？

○委員E 消毒薬とか、物理的に撲滅すると思うんですけど、例えばサルファ剤とかっていうのは、それ自体は増殖を抑えるだけで多分死なないと思うんですよ。

○事務局 はい。

○委員E 増えないので、そのうち宿主の免疫で排除していくっていう形になると思うんですけど、抗生剤って言っているものだと、菌自体に穴を開けたり、あのイオノフォアとかそうだと思うんですけど、いわゆる抗生剤ですねっていうふうになると思うんですけど、そこをこう分けているという理解でよろしいでしょうか。耐性菌を作る、作らないっていう。

○事務局 サルファ剤も、スルファキノキサリンが今、飼料添加物で指定されているんですけども、こちらは抗菌活性はあるというふうに、抗菌感性がないものとしては評価されなかったのです。食品安全委員会においても。

こちらは抗生物質と同じように、AMRの対象として引き続き見ていくことを考えています。

○委員E そうすると抗菌作用っていうところの定義がちょっとよくわからなくなってきたんですけど、どういうことになるんですかね？

○事務局 例えばなんですけど、抗菌性があるもので、例えばギ酸ですとか、プロピオン酸とか、そういったものも菌の増殖を抑えるとか、静菌作用があるかと思うんですけども、そういったものは基本は菌による病気の治療で使ったりとか、そういったことはしないものかと思うのです。

それは今も抗菌性飼料添加物というふうな扱いはしていないんですけども、動物用医薬品の方の分野、あるいはヒトの医薬品、お薬の分野で、抗生物質は基本的に全部入ってるかと思うのですけれども。

そういった抗生物質と同じように、菌による疾病の治療とかで用いられるような合成抗菌剤というものがあれば、それは抗菌性飼料添加物と同じような位置づけで扱うものになるかと思うのですけれども、今回の4つのものは抗菌作用がなくて、菌による病気の治療等で用いられるものではないということもありまして、抗菌性飼料添加物じゃないものとして扱っていいのではないかというご提案でございました。

○委員E はい、ありがとうございます。

○委員A ちょっと横から申し訳ないのですけど。

おそらく高橋先生のご懸念されている点から言うと、今回の外すものに関しては、効果の対象が菌ではないから外すと。殺菌か静菌かは関わらずバクテリアに関わるものは今まで通り残すということですね。

○事務局 その通りです。

○委員A そのほか、はい、委員B、お願いします。

○委員B はい。大したことじゃないのですが。今の静菌作用、殺菌作用のところも僕も聞きたかったところなのですが。

もう一つはちょっと用語的には、我々薬理の分野では、抗生物質っていうのは抗腫瘍薬でも、抗菌薬でもある。要するに天然の微生物から取れたものは全部抗生物質と言っていて、いわゆるバクテリアを殺すものは、抗菌薬と言っているのですけれども、ここは飼料添加物ですので、みんな抗生物質って言っているのかなっていうふうに勝手に理解したのですが、その辺の使い分けっていうのは、農水の方ではどういうふうにしているのでしょうか？

これ、ちょっと線から外れるかもしれないのですけど、抗生物質という言葉の

使い方はここでは使って問題ないとは思ったのですが、飼料添加物です。

でも農水全体としてはどういうふうに使っているのかなってというのは、ちょっと聞いておきたいと思ひましてすみません。よろしくお願いします。

○事務局 動物用医薬品の整理としましても、菌に効く、菌による疾病の治療のものであって、菌に作らせたもの、菌から生産されたものについては抗生物質というふうに扱っているというふうに認識しております。

抗生物質であっても、抗菌活性もあって、治療として、これは動物用医薬品の話ですが、あの治療に駆虫薬と駆虫剤として使われているものは、抗生物質であっても、その駆虫剤というふうな言い方をしていると思うんですが。

菌による疾病の治療・予防に使うものについては、基本的に、で、菌から取れたものを抗生物質というふうに呼んでいると承知しております。

○委員B わかりました。

○委員A 抗生物質と呼ぶかどうかは別として、飼料添加物としては抗菌性添加物という呼び方になっているということです。

その中に抗生物質と抗生物質じゃない抗菌剤があると。括りとしては抗菌性飼料添加物。

抗生物質も最近は用途が広がっているので、呼び方が難しいところもありますが、あくまでも飼料添加物としては抗菌性飼料添加物という呼び方が正式という理解でよろしいかと思います。

その他いかがでしょうか。法律やなんかの決まりの言葉なので難しいこともあるかと思いますが。

それでは他にご意見ないようでしたら、こちらの飼料添加物の用途の新設及び新設した用途の移行ということで、抗菌性によらないものについてはもう抗菌性と呼ばないで、新しい新設した用途に移行するという事について、この委員会での議論は了承したということよろしいでしょうか？

はい、ありがとうございます。

それでは、了承したということで、必要な対応をお願いいたします。

○事務局 ご議論いただきありがとうございます。今後のステップとしましては、飼料分科会での審議への準備を進めさせていただきたいと思ひます。

○委員A ありがとうございます。本件の議論は終わりということで、予定している議題はこれですべて終了になりますが、その他事務局から連絡事項等あったらお願いします。

○事務局 はい、事務局から三点連絡事項がございます。

一点目でございますが、次回の飼料添加物に関する小委員会は、飼料添加物規格小委員会の開催を予定しております。このため本効果安全性小委員会の次回開催につきましては、飼料添加物規格小委員会終了後に改めて日程調整をさせていただきます。

ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

二点目でございますが、本会議の議事録を公開することとしております。後日事務局で案を作成いたしまして、委員の皆様にご確認いただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

三点目でございますが、本小委員会において、長きにわたり貴重なご意見をいただき、また飼料安全の確保に多大なご尽力いただきました、委員Aにおかれましては、本年4月をもってご退任されることとなりました。

この場をお借りしてご紹介させていただきたいと存じます。

委員Aにおかれましては、平成27年4月に専門委員として農業資材審議会飼料分科会委員にご就任いただき、微生物及び生菌剤分野の専門家としまして、飼料添加物効果安全性小委員会及び規格小委員会の審議においてご尽力いただきました。

また、平成30年からは臨時委員に、令和5年からは委員に、そして令和6年度からは同分科会の分科会長にご就任いただき、また本小委員会においては、令和3年から効果安全性小委員会の座長にご就任いただき、それぞれの審議会における審議にご貢献いただきましたほか、議事の進行、取りまとめにもご尽力いただきました。

事務局より厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

つきましては、委員Aよりご挨拶いただきたいと思います。委員A、よろしくお願いいたします。

○委員A はい、ありがとうございます。

このような非常に大事なお役目を長きに渡っていただけていまして、しかもこの一年間は座長なんていう非常に大事な役目もいただきまして。この十年間ですが、きちんとお役に立ててきたかどうか、非常に心配ではあるのですが、もし曲がりなりにもその役目を果たすことができたとすれば、他の委員の先生方、それから何よりも事務局の方々のご支援、ご指導があつてのことと思いますので、むしろお礼を申し上げるのはこちらの方かと思います。

どうもありがとうございました。

○事務局 委員A、ありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○委員A それでは、本日の飼料添加物効果安全性小委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

午後3時55分閉会